

国立大学法人岡山大学におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針

[平成 23 年 3 月 7 日学長裁定]

国立大学法人岡山大学におけるエネルギーの使用の合理化に関する規程（平成 22 年岡大規程第 3 1 号。以下「規程」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（以下「取組方針」という。）を次のとおり定める。

1. エネルギーの使用の合理化に関する目標

エネルギーの使用の合理化にあたっては、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「法」という。）、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成 21 年経済産業省告示第 66 号。以下「判断基準」という。）及びその他法に基づく告示等に掲げる諸基準を遵守するとともに、設置している団地におけるエネルギー消費原単位（延床面積を基準とする）を管理し、技術的かつ経済的に可能な範囲でエネルギーの使用の合理化に関する取組を推進することにより、法人全体又は団地ごとに、エネルギー消費原単位を中長期的にみて、年平均 1 パーセント以上低減させることを目標とする。

2. エネルギーの使用の合理化に関する取組

エネルギーの使用の合理化にあたっては、必要に応じて行動計画を策定し、次の取組を行うこととする。

- (1) エネルギーの使用実態及び使用の合理化に関する取組状況の把握
- (2) エネルギー管理体制の充実
- (3) エネルギー消費効率の優れた施設設備の整備
- (4) その他エネルギーの使用の合理化にあたって必要な取組

3. 設備の新設及び更新に対する方針

設備の新設及び更新にあたっては、法及び判断基準等を遵守するとともに、本学のエネルギー管理標準に従い、目標の達成に向けて技術的かつ経済的に可能な範囲で、エネルギー消費量の低減効果等を踏まえて、次に掲げる措置を検討するものとする。

- (1) エネルギー消費効率が優れ、かつ効率的な使用が可能となる設備の導入
- (2) エネルギーの使用制御等に関する付加設備の導入
- (3) エネルギーの効率的な利用を図るための施設の改修等

4. 取組方針の取り扱い

規程第 4 条第 3 項に定める取組方針の遵守状況の確認と評価、評価結果が不十分である場合の改善及び同条第 4 項に定める取組方針及び遵守状況の評価方法の定期的な精査については、毎年度、環境マネジメント委員会で審議することとする。